

空気もおいしいお店(禁煙届出飲食店)の登録制度

空気もおいしいお店 登録店を募集します



空気もおいしいお店とは？

飲食店のたばこ対策(受動喫煙防止)を佐賀県が応援する取組です。
条件を満たしてご登録いただくと以下のメリットがあります。

随時
申込受付中

詳しくは裏面を
ご覧ください

佐賀県公式
ステッカー



登録メリット1

店舗のイメージアップにつながります！

受動喫煙の心配がなく、妊娠中の方もお子さんも誰もが安心して利用できるお店としてイメージアップにつながります。

登録メリット2

「空気もおいしいお店」として県が応援します！

登録された飲食店は、県のHPに店舗名等を掲載させていただきます。
また、佐賀県が制作した公式ステッカーを配布しますので、お店のPRにご利用ください。

みんなの
笑顔のために

空気もおいしいお店 登録店を募集します

【対 象】 佐賀県内の飲食店(営業許可単位)

【登 録 料】 無料

【登録条件】 以下の①または②を満たすこと

① 敷地内禁煙

店舗全体とお店が所有する敷地内の全てが禁煙で、灰皿を置かないこと

② 完全屋内禁煙

店舗全体(テラスも含む)が禁煙で、灰皿を置かないこと。
また、屋外に喫煙場所を設置する場合は、受動喫煙に配慮した場所
(出入口などから煙が入らない場所など)に設置すること。

申込方法

登録申込書は
こちらから



登録をご希望の方は、「禁煙届出飲食店登録申込書」を店舗所在地を管轄する保健福祉事務所に提出してください。

登録条件「②完全屋内禁煙」に該当する場合は、屋外の喫煙場所と店舗の位置関係が分かる写真または図を添付してください。

メールやFAXでの提出も可能です。詳しくは、管轄する保健福祉事務所にお問合せください。



実地検査を行う場合は、原則書類の提出から1カ月以内に行いますが、日程の調整がつかない場合は、この限りではありません。

【届出飲食店からの相談をお受けします】

保健福祉事務所では、必要に応じて登録後の店舗の禁煙対策についても、相談をお受けします。

お問い合わせ

【受付時間】
8:30~17:15
土日・祝日・年末年始は除く

佐賀中部保健福祉事務所 健康指導担当

TEL.0952-30-1905 FAX.0952-30-3464 ✉chuubuhokenfukushi@pref.saga.lg.jp

鳥栖保健福祉事務所 健康推進担当

TEL.0942-83-3579 FAX.0942-84-1849 ✉tosuhokenfukushi@pref.saga.lg.jp

唐津保健福祉事務所 健康推進担当

TEL.0955-73-4186 FAX.0955-75-0438 ✉karatsuhokenfukushi@pref.saga.lg.jp

伊万里保健福祉事務所 健康推進担当

TEL.0955-23-2101 FAX.0955-22-3829 ✉imarihokenfukushi@pref.saga.lg.jp

杵藤保健福祉事務所 健康推進担当

TEL.0954-22-2104 FAX.0954-22-4573 ✉kitouhokenfukushi@pref.saga.lg.jp

心地よいお店づくりを目指して。ぜひ、あなたのお店もご登録ください。

 **佐賀県**
健康福祉部 健康福祉政策課

マナーからルールへ

改正された健康増進法が、2020年4月1日より全面施行されています。

なくそう! 望まない受動喫煙。

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

